

(別記様式第 1 号)

計画作成年度	令和元年度 (令和 2 年度改訂)
計画主体	宮崎県児湯郡西米良村

西米良村鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担 当 部 署 名 農林振興課
所 在 地 宮崎県児湯郡西米良村大字村所 15 番地
電 話 番 号 0983-36-1111
F A X 番 号 0983-36-1207
メールアドレス sanken@vill.nishimera.lg.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	イノシシ、シカ、サル、カワウ、アライグマ、タヌキ、アナグマ、ウサギ、カラス
計画期間	令和2年度～令和4年度
対象地域	西米良村

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（平成30年度）

鳥獣の種類	被害の現状	
	品 目	被害数値
イノシシ	水稲	0.32ha
	果樹（クリ）等	193千円
シカ	果樹（ユズ）	0.9ha
	水稲 等	863千円
サル	水稲	0.03ha
	野菜等	80千円
カワウ	アユ、ヤマメ等	—
アライグマ	—	—
タヌキ	—	—
アナグマ	野菜	0.03ha
		40千円
ウサギ	果樹（ユズ）	0.02ha
		40千円
カラス	水稲	0.02ha
		20千円

(2) 被害の傾向

イノシシ	村内全域に生息しており、生息頭数は把握できていない。 被害の発生時期は、水稲5月～10月、果樹類10月～12月、タケノコ12月～5月、イモ類通年である。 被害の発生場所は、村内全域の田畑、竹林等であり、被害地域の増減については、村内全域の田畑、竹林等で依然として被害が発生している。
シカ	村内全域に生息しており、生息頭数は把握できていない。宮崎県の調査によると県全域での生息頭数は、平成29年度末99,000頭、本村の平成29年度生息密度は一ツ瀬川北部地域で21.9頭/k㎡、一ツ瀬川南部地域で25.8頭/k㎡である。（特定鳥獣生息実態等調査事業（平成30年度）より） 被害の発生時期は、水稲5月～10月、ユズ通年、造林木（ス

	ギ等)通年、タケノコ3月～5月である。 被害の発生場所は、村内全域の田畑、造林地、竹林等であり、被害地域の増減については、村内全域の田畑、造林地、竹林等で依然として被害が発生している。
サル	村内全域に生息しており、生息頭数は把握できていない。宮崎県の調査によると、本村東部を含む地域(新富町～西都市～西米良村東部)7群430頭～500頭、本村北西部を含む地域(西米良村北西部～椎葉村南部)3群、60頭～90頭である。(第2期宮崎県第二種特定鳥獣(ニホンザル)管理計画より) 被害の発生時期は、大根10月～1月、果樹(スモモ、カキ等)9月～12月、シイタケ1月～4月、10月～12月、タケノコ3月～5月、水稻5月～10月である。 被害の発生場所は、村内全域の田畑、竹林等であり、被害地域の増減については、これまで生息が確認されていなかった小川地区でも生息が確認され、村内全域の田畑、竹林等で被害が発生している。まれに民家付近まで近づいてくるともあり、生活環境への被害も懸念される。
カワウ	村内の川全域で確認されているが、生息数や寝床の場所等は確認できていない。被害の発生時期はアユが4月～10月、ヤマメは通年である。村内に繁殖地等はないと考えられているが近年飛来数が増加してきているとみられるためアユやヤマメ等の放流魚の被害に加え、在来魚への被害も懸念される。
アライグマ	現在、被害はないが、近隣市町村で目撃されており、今後被害が発生する可能性がある。
タヌキ、アナグマ、ウサギ	野菜や果樹(ゆず)への被害が見られるが、大きな被害は発生していない。村内全域に生息しており、民家付近まで近づいてくるともあるので、今後の被害が増えることも考えられる。
カラス	被害は主に水稻で5月～10月に発生している。

(3) 被害の軽減目標

指標	現状値(平成30年度)		目標値(令和4年度)	
イノシシ	0.32ha	193 千円	0.28ha	173 千円(10%削減)
シカ	0.9ha	863 千円	0.81ha	776 千円(10%削減)
サル	0.03ha	80 千円	0.02ha	72 千円(10%削減)
カワウ	—	—	—	—
アライグマ	—	—	—	—
タヌキ	—	—	—	—
アナグマ	0.03ha	40 千円	0.02ha	36 千円(10%削減)
ウサギ	0.02ha	40 千円	0.01ha	36 千円(10%削減)

カラス	0.02ha	20 千円	0.01ha	18 千円(10%削減)
合計	1.32ha	1,236 千円	1.15ha	1,111 千円(10%削減)

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	【捕獲体制の整備】 (1) 西米良村有害鳥獣対策協議会 平成16年4月1日設立 (2) 有害鳥獣捕獲班 散弾銃及びわなによる捕獲活動、6班58名 (3) 野生猿特別捕獲班 散弾銃及びわなによる捕獲活動、6班58名 (4) 猟友会 (5) 鳥獣被害対策実施隊 平成24年3月30日設立 (6) 有害鳥獣対策員 有害鳥獣対策協議会と鳥獣被害対策実施隊員が業務契約を交わし、6名選任する。被害の発生している地域での捕獲や追払い、被害対策の指導・助言、被害状況の把握調査を行う。H26年度から事業開始。 【捕獲機材の導入】 (1) 西米良村有害鳥獣対策協議会 ・イノシシ、シカ用箱わな：H28年度6基導入 ・サル用大型囲いわな：H28年度2基設置 ・シカ、イノシシ、サル用くくり罠：R2年度 200基導入 【捕獲鳥獣の処理方法等】 (1) ジビエ施設(西米良村ジビエ処理加工施設)への持込み (2) 殺処分(埋設もしくは自家消費)	・捕獲従事者の高齢化、確保 ・野生鳥獣の追払いや捕獲等の被害防止技術の普及及びそれに関わる人材の育成 ・効果的な捕獲等を実施するために必要となる加害群・個体の実態把握
防護柵の設置等に関する取組	【侵入防止柵の設置・管理】 ・電気防護柵設置補助事業(西米良村) ・シカネット設置補助事業(西米良村) ・ワイヤーメッシュ柵設置事業(有害鳥獣対策協議会) 【追上げ・追払い活動】 ・有害鳥獣対策員による追払い活動(イノシシ、シカ、サル) ・漁協組合員による追い払い活動(カワ) 【放任果樹の除去等】 ・有害鳥獣対策員による放任果樹の除去の指導巡回	・地域ぐるみでの鳥獣被害対策の推進 ・緩衝帯の設置

(5) 今後の取組方針

被害面積及び被害金額については減少傾向にあるが、有害捕獲数からも依然として多くのイノシシ、シカ、サルが生息していると考えられ、農林作物への被害も依然として生じている。従来講じてきた捕獲体制の整備、捕獲機材の導入、侵入防止柵の設置・管理については、今後も取組を推進する。

カワウについては有害捕獲体制の整備のための特別班の編成と漁協による追い払いを今後推進していく。

更なる取組強化を図るため、捕獲従事者の確保、野生鳥獣の追い払いや捕獲等の被害防止技術の普及及びそれに関わる人材の育成、加害群・個体の実態把握に努める。具体的には、地域での鳥獣被害対策を効果的に実施するための技術指導者である鳥獣被害対策マイスターの研修受講を推進する。有害鳥獣対策員による捕獲や追い払い、放任果樹の除去及び侵入防止柵の適切な設置・管理等の被害対策の指導・助言、被害鳥獣や被害状況の把握調査等を行う。

生息環境管理の適切な管理のため、集落や農地の環境改善、森林環境の保全・整備等を行うよう住民への呼びかけ、情報提供及び意識付けの強化を図る。

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

(1) 西米良村有害鳥獣対策協議会

平成16年4月1日設立

(2) 鳥獣被害対策実施隊

①設立日 平成24年3月30日

②構成員 西都地区猟友会西米良支部の班編成に基づく有害鳥獣捕獲班及び村職員

③隊員数 63名(令和2年1月末時点)

うち狩猟免許取得者数

58名(銃猟免許41名、わな猟免許43名、網猟免許0名)

※猟友会及び有害鳥獣捕獲班を兼ねる

有害鳥獣捕獲班の班編成は6班58名

野生猿特別捕獲班の班編成は6班58名

④地位 非常勤の特別職

⑤活動内容 有害鳥獣の捕獲等の被害軽減対策を行う。

⑥民間隊員の報酬 年額3,000円

(3) 有害鳥獣対策員

有害鳥獣対策協議会と鳥獣被害対策実施隊員が業務契約を交わし、6名選任する。被害の発生している地域での捕獲や追い払い、被害対策の指導・助言、被害状況の把握調査を行う。H26年度から事業開始。

(4) アライグマ捕獲従事者

アライグマ捕獲従事者を育成し、捕獲体制を整備する。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
2年度～ 4年度	イノシシ シカ サル カワウ アライグマ タヌキ アナグマ ウサギ カラス	西米良村有害鳥獣対策協議会と連携し、捕獲機材の導入を行い、捕獲を推進する。 新規銃猟免許取得者に対する補助を実施し、住民への呼びかけ、情報提供を行い、鳥獣を捕獲する担い手の育成・確保に努める。

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方	
イノシシ	過去3年の実績平均で設定 (H29: 86頭、H30: 146頭、R1: 293頭 平均: 175頭)
シカ	過去3年の実績平均で設定 (H29: 498頭、H30: 805頭、R1: 703頭 平均: 668頭)
サル	過去3年の実績平均で設定 (H29: 39頭、H30: 42頭、R1: 34頭 平均: 38頭)
カワウ	有害捕獲の過去の実績がないため、年間5羽を計画
アライグマ	有害捕獲の過去の実績がないため、年間5頭を計画
タヌキ アナグマ ウサギ	有害捕獲の過去の実績がないため、年間5頭を計画
カラス	有害捕獲の過去の実績がないため、年間5羽を計画

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和2年度	令和3年度	令和4年度
イノシシ	175頭	175頭	175頭
シカ	668頭	668頭	668頭
サル	38頭	38頭	38頭
カワウ	5羽	5羽	5羽
アライグマ	5頭	5頭	5頭
タヌキ	5頭	5頭	5頭
アナグマ	5頭	5頭	5頭
ウサギ	5頭	5頭	5頭
カラス	5羽	5羽	5羽

捕獲等の取組内容
【わな等の捕獲手段】 (1) 西米良村有害鳥獣対策協議会 ・イノシシ、シカ用箱わな：H28年度6基導入 ・サル用大型囲いわな：H28年度2基設置 ・イノシシ、シカ、サル用くくりわな：R2年度200基導入 (2) 実施隊員による箱わなやくくりわな、銃による捕獲活動 【捕獲の実施予定時期】 ・箱わなやくくりわなについては、被害が大きい時期や場所を中心に年間を通じて捕獲を実施する。 ・サル用大型囲いわなについては、被害が大きい地区に設置し、年間を通じて捕獲を実施する。 ・カワウについては空気銃での捕獲を実施する。 【捕獲予定場所等】 村内全域で実施する。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣

4. 防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲以外の被害防止施策に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和2年度	令和3年度	令和4年度
イノシシ	電気防護柵4基設置 2段200m	電気防護柵4基設置 2段200m	電気防護柵4基設置 2段200m
シカ	シカネット設置 2,000m	シカネット設置 2,000m	シカネット設置 2,000m
イノシシ シカ	ワイヤーメッシュ柵 2,800m	ワイヤーメッシュ柵 1,500m	ワイヤーメッシュ柵 1,500m

(2) その他被害防止に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
2年度 ～4年度	イノシシ シカ サル カワウ アライグマ タヌキ アナグマ ウサギ カラス	捕獲従事者の確保、野生鳥獣の追払いや捕獲等の被害防止技術の普及及びそれに関わる人材の育成、加害群・個体の実態把握に努める。具体的には、地域での鳥獣被害対策を効果的に実施するための技術指導者である鳥獣被害対策マイスターの研修受講を推進する。有害鳥獣対策員による捕獲や追払い、放任果樹の除去及び侵入防止柵の適切な設置・管理等の被害対策の指導・助言、被害鳥獣や被害状況の把握調査等を行う。 生息環境管理の適切な管理のため、集落や農地の環境改善、森林環境の保全・整備等を行うよう住民への呼びかけ、情報提供及び意識付けの強化を図る。

5. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

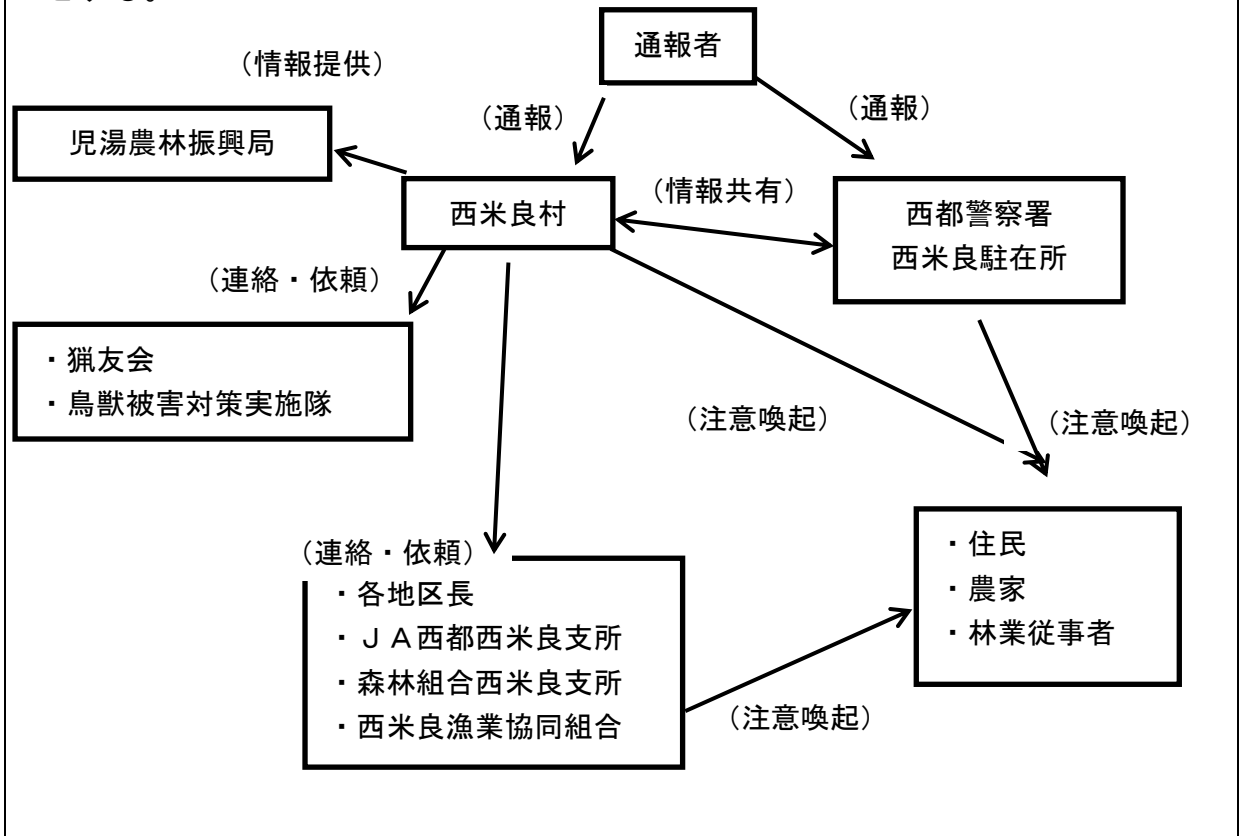
(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
児湯農林振興局	被害防止活動の支援
西都警察署西米良駐在所	生命・身体の保護、避難等に関する支援
西米良村	緊急時の各団体への連絡調整、対策本部、各団体の活動への支援
鳥獣被害対策実施隊	対象個体の捕獲や追払い、対象地域の巡回
猟友会	対象個体の捕獲や追払い、対象地域の巡回
西米良漁業協同組合	対象個体(カワ)の追い払い、対象地域の巡回
児湯広域森林組合西米良支所	対象地域付近への林業従事者への注意喚起
西都農業協同組合西米良支所	対象地域付近への農家への注意喚起
各地区長	対象地域住民への緊急連絡

(2) 緊急時の連絡体制

通報等があった場合は役場から各団体へ連絡。内容に応じて不要と判断した団体への緊急連絡は省く。

※役場以外の団体に最初の通報等があった場合は、まず役場に連絡してもらうこととする。



6. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

・ 捕獲個体(シカ・イノシシ)の有効活用のため西米良村ジビエ処理加工施設への持込みを推進する。食肉処理加工後の残渣についても適正な処理をするために焼却炉の導入を行う。

・ 上記以外の捕獲個体は持ち帰り自家消費できるものは自家消費するなど適切に処分し、やむなく持ち帰ることができない場合は捕獲現場等で生態系等に影響を与えないよう適切な方法で埋設処理することを捕獲者へ周知徹底を図る。

7. 捕獲等をした対象鳥獣の食品としての利用等その有効な利用に関する事項

捕獲した対象鳥獣(シカ・イノシシ)は、食品等への利活用を推進するものとし、捕獲後の適切な処理及び処理加工施設への持込みを推進する。施設での年間処理頭数は 350 頭以上を目標とし、捕獲班への捕獲推進とともに、捕獲鳥獣の適切な処理及び施設への持込みを推進する。食品への利活用は、精肉での販売を基本とし、精肉としての利用が困難な部分については、加工食品等での有効活用を図る。また、皮等の食品として利用できない部位についても商品化を検討し捕獲個体の更なる有効活用を図る。

8. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	西米良村有害鳥獣対策協議会
構成機関の名称	役割
西都地区猟友会西米良支部	野生鳥獣の分布状況把握及び駆除等
西都農業協同組合西米良支所	農産物情報の収集等
児湯広域森林組合西米良支所	林産物情報の収集等
西米良村	施策の立案、対策の実施、指導、被害調査及び駆除許可等
児湯農林振興局西米良駐在所	情報提供、指導等
(株)米良資源開発 (西米良村ジビエ処理加工施設の指定管理者)	捕獲鳥獣個体の利活用

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
西米良漁業協同組合	カワウの情報収集、カワウ追い払い等

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

設立日	平成24年3月30日（役場職員のみ） 平成25年4月1日時点で、対象鳥獣捕獲員58名を任命し、役場農林業関係職員6名と合わせて隊員64名
構成員	西米良村有害鳥獣対策協議会が、西都地区猟友会西米良支部の担当地区割りに基づき編成した有害鳥獣捕獲班、野生猿特別捕獲班及び村職員
隊員数	63名（令和2年1月末時点） うち狩猟免許取得者数58名 （銃猟免許41名、わな猟免許43名、網猟免許0名）
地 位	非常勤の特別職
活動内容	有害鳥獣の捕獲等の被害軽減対策を行う。
民間隊員の報酬	年額 3,000 円

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

--

9. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

--